

公益社団法人日本フラワーデザイナー協会定款施行細則

第1章 支部

(支部委員)

第1条 支部委員は、当該支部に所属する正会員から支部総会で選任し、理事長が委嘱する。

(支部規則)

第2条 支部運営に関する支部規則は、理事会が別に定める。

第2章 入会金及び会費

(入会金及び会費)

第3条 この法人の入会金は、次の通りとする。ただし、金額は税別とする。

- | | |
|------------|----------|
| (1)正会員 | 10,000 円 |
| (2)準会員 | 1,000 円 |
| (3)賛助会員 団体 | 50,000 円 |

2 この法人の年会費は、次の通りとする。

- | | |
|------------|-------------|
| (1)正会員 | 年額 15,000 円 |
| (2)準会員 | 年額 4,500 円 |
| (3)賛助会員 団体 | 年額 48,000 円 |

3 前項第1号に関わらず、10月1日から12月末日までに入会した正会員については、当該年度の年会費は8,000円とする。また、1月1日から3月末日までに入会した正会員については、当該年度の年会費は免除し、次年度の年会費として15,000円を納めるものとする。

4 第2項第1号及び前項に関わらず、申請対象年度にかかる期間(4月1日から翌年3月末日まで)において満22歳以下である正会員が、次のいずれかであることを証する書面をこの法人に提出のうえ申請した場合は、年会費を免除とする。但し、この申請は各年度ごとになされなければならない。

(1)学校教育法の規定による小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(但し、幼稚部を除く)、大学(短期大学を含む)及び高等専門学校並びに専修学校のうち高等課程または専門課程の生徒および学生。

(2)前号と同等の教育課程を有するとして理事会が認めた教育施設の生徒および学生。

5 年会費は4月1日から5月末日までに納めなければならない。但し、入会時に

おいては、この法人の指示する期限内に納めなければならない。

- 6 既納の入会金及び年会費は、いかなる事由があっても返還しない。但し、大規模な災害等が発生した時に限り、理事会の承認で年会費の減免をすることができるものとする。

第3章 役員等

(制限)

- 第4条 この法人の理事及び監事は、この法人の主催する事業の講師、デモンストレーター、審査員等を務めることはできない。また、この法人から役員報酬以外の報酬を受けることはできない。

第4章 補則

(改廃)

- 第5条 この定款施行細則の制定及び改廃は、理事会及び総会の承認を得るものとする。

付則

この定款施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この定款施行細則は平成23年10月28日より改正施行する。

この定款施行細則は平成26年10月1日より改正施行する。

この定款施行細則は令和4年6月29日より改正施行する。